

函館市ユニバーサルツーリズム  
モデルコース造成業務企画提案仕様書

1 業務名

函館市ユニバーサルツーリズムモデルコース造成業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）10月31日（土）まで

3 背景・目的

近年、旅行者の高齢化や多様化が進み、移動や施設利用における不安や制約が旅行先の選択に影響を与える要因となっており、利用者目線に立った分かりやすい情報提供が求められている中、函館市では、令和6年3月に策定した「函館市観光基本計画」を踏まえ、高齢者や障がいのある方等、多様な来訪者が安全かつ円滑に観光を楽しむことができるよう、ユニバーサルツーリズムを推進する。

本業務では、現地踏査等を通じて、移動や利用のしやすさの観点から観光動線や観光資源の利用状況を把握し、課題の整理および改善の方向性を検討するとともに、高齢者や障がいのある方等を含む多様な来訪者が安全かつ快適に函館観光を楽しめるモデルコースを造成することを目的とする。

4 委託業務の内容（企画提案事項）

(1) モデルコースの構成および内容の設計

- ア 高齢者や障がいのある方等、配慮を要する方を想定し、ユニバーサルツーリズムの観点から、移動や施設利用のしやすさに配慮したモデルコースの構成案を作成すること。
- イ モデルコースの設計にあたっては、市内の観光資源や既存の観光動線を踏まえ、高齢者や障がいのある方等への配慮内容を整理するとともに、その判断の視点や設計の考え方を示すこと。
- ウ 造成するモデルコースは、夏季および秋季を想定したものとし、2コース以上とすること。
- エ 利用者が無理なく周遊でき、事前に利用可否を判断できるモデルコースとなるよう設計すること。

(2) 課題整理および現地踏査の実施

- ア 現地踏査に先立ち、移動や施設利用のしやすさを確認するための項目を整理すること。確認項目については、段差、勾配、手すり、多目的トイレ、エレベーター、駐車場の有無等を基本とし、利用者が事前に利用可否を判断するために必要な情報となるよう整理すること。また、確認項目の設定にあたっては、その設定理由を示すこと。
- イ モデルコース候補地について現地踏査を行い、実際の利用を想定した移動時

や施設利用時における支障となり得る事項や留意点を把握するとともに、写真等による記録を必ず行うこと。なお、現地踏査の方法については、どのような視点や手順で確認するのか具体的に示すこと。

- ウ 現地踏査の実施に際しては、障がいのある方等および介助者、受託者が指定する者が参加すること。
- エ 現地踏査の実施後、参加者の意見を踏まえ、利用者の視点から移動や施設利用に関する課題および安全面の留意点を整理すること。整理にあたっては、情報提供により対応可能な事項と今後の検討を要する事項を区分すること。
- オ 課題整理を踏まえ、モデルコースの内容および動線について必要な改善を行うこと。

### (3) モデルコース掲載内容の作成

- ア 写真、地図、所要時間、移動上の留意点等を整理し、利用者が事前に利用可否を判断できるよう、分かりやすいモデルコース掲載用資料を作成すること。
- イ 障がいのある方等において、別途介助者等の支援が必要となる場合は、介助者等の手配方法を整理すること。また、介助者等の支援が必要となる旨について、モデルコース掲載用資料に明記すること。
- ウ 現地踏査の結果を踏まえ、移動や施設利用の観点から把握した課題や留意点について、掲載用資料に反映すること。
- エ モデルコース掲載内容の作成にあたり、市との内容確認を行うこと。また、夏季モデルコースの内容確認は、7月15日（水）までを目途に実施するものとし、秋季モデルコースの内容確認は、9月30日（水）までを目途に実施すること。なお、必要に応じて期日を前後に変更する場合があるものとし、いずれも現地踏査および調査結果を反映した上で進めるものとする。

### (4) 成果品の作成および納品

- ア 作成したモデルコース掲載用資料については、函館市が運営する観光情報サイト「はこぶら」へ掲載するため、次のとおり整理した上で、市へ入稿すること。
  - ・画像データ：JPEGまたはPNG形式
  - ・文章データ：各画像と紐付けた文章データ（テキストデータ）
- イ モデルコースの掲載内容および掲載形式等の詳細については、市と協議の上決定するものとする。
- ウ 本業務における提出期限は、夏季モデルコースおよび秋季モデルコースの2段階とし、それぞれ次のとおりとする。
  - ・夏季モデルコースに係る成果品 令和8年7月31日（金）
  - ・秋季モデルコースに係る成果品 令和8年10月31日（土）
- エ 本業務により作成したすべての成果品については、函館市に帰属するものとし、市の承諾なく第三者に貸与、譲渡または公表してはならない。

## 5 その他

### (1) 提案価格等

ア 本業務の提案上限額は1,845,000円とする。(消費税および地方消費税の額を含む)

#### イ 委託料の支払い

委託業務の実施を確認し、支払うものとする。なお、支払時期や支払方法は契約で定める。

### (2) 業務の実施にあたっての留意事項

ア 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、市と受託者が協議して決定することとし、受託者は業務開始に当たり実施計画書を作成し、現地踏査前に市の承認を得ること。

イ 業務の実施に当たっては、市と十分協議・連絡を取り、その指示および監督を受け従わなければならない。事業の進捗状況は随時報告すること。

ウ 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。

エ 業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

オ 受託者は、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、やむを得ない理由により再委託を行う必要がある場合は、あらかじめ市の承認を得た上で、必要な手続きを行うこと。

カ 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、市の承認を得ることなく、第三者に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。

キ 業務の実施に当たり、仕様書に記載のない事項については、市と協議の上、別途決定するものとする。

ク 本業務の実施に際し、成果品の内容、表現方法、掲載方法等について調整が必要となった場合は、市の指示に基づき適切に対応すること。